

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## ◇ 輸出物品販売場制度の見直し

**Q** : 令和7年の税制改正では、輸出物品販売場制度が見直されるそうですが、どのようになるんですか？

**A** : 次のように改正されます。

### 【解説】

令和7年度の税制改正大綱では、輸出物品販売場制度の見直しについて、次のように改正するとされています。

### 【免税方式の見直し】

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長の確認を受けたときは、その確認をした旨の情報(税関確認情報)を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免税する。この改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金するリファンド方式となる
- ② 免税対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。
- ③ 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。

